

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

令和５年６月の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の一部改正に伴い、マイナンバーカードを健康保険証と一体化し、従来の健康保険証は令和６年１２月２日から新規発行及び再発行を停止することとなりました。１２月２日以降の運用につきまして、下記のスケジュールとなります。

１ 国民健康保険証等の今後の取扱いについて

(１) 現行の国民健康保険被保険者証

令和６年１２月１日までに発行された国民健康保険被保険者証は、記載された有効期限（最長で令和７年７月３１日）までは有効なものとして使用可能です。

(２) 令和６年１２月２日以降の運用

新たに加入する方、または現行の国民健康保険被保険者証を紛失した方等に、健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）の保有状況に応じて、資格確認書又は資格情報のお知らせを発行します。その後は保有状況に応じて期限ごとに自動更新、郵送されます。

２ 資格確認書と資格情報のお知らせについて

	資格確認書	資格情報のお知らせ
対象	マイナ保険証を保有していない方 ※マイナ保険証を保有していても、申請により発行可（要配慮者等）	マイナ保険証を保有している方 ※資格情報のお知らせ単体では医療機関等は受診できません
有効期限及び更新時期	７０歳未満：２年、８月更新 ７０歳以上：１年、８月更新 ※令和７年８月１日以降より上記の期限となります	７０歳未満：有効期限なし ７０歳以上：１年、８月更新 ※令和７年８月１日以降より上記の期限となります
様式	現行の保険証と同じサイズのカード型（ピンク色）	A４用紙

※マイナ保険証を保有していても、介助者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難、またはマイナンバーカードを紛失・返納された方などから、申請頂ければ資格確認書の発行が可能です。

資格確認書（イメージ）

神奈川県
国民健康保険
資格確認書

有効期限
令和__年__月__日
発効期日
令和__年__月__日

記号 08 番号 〇〇〇〇〇〇〇 (枝番)〇〇

氏名 〇〇 〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 〇

適用開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 負担割合 〇割

交付年月日 令和__年__月__日

世帯主氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇

保険者番号 140087 交付者名 茅ヶ崎市

公印

※発効期日と負担割合は70歳以上のみ記載

資格情報のお知らせ（イメージ）

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトリ タロウ		
負担割合（70歳以上のみ記載）	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくことができます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です